

令和2年11月18日
(改訂履歴は末尾に記載)

北海道大学新型コロナウイルス感染症対策本部

北海道大学の行動指針レベル1における基本的行動及び各行動の運用・詳細 【見え消し版】

令和4年4月1日から「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道大学の行動指針（以下「行動指針）」をレベル2からレベル1へ引き下げます。

これに伴い、本学構成員が感染予防および感染拡大防止の観点から行う基本的行動と「行動指針」に定める各行動の運用や詳細を示します。

なお、政府や北海道からの要請、今後の感染状況等を踏まえ、各行動の運用・詳細は適宜見直すこととします。

1. 基本的行動

- 基本的な感染拡大防止対策として、「人と人の距離の確保」「~~マスクの着用、~~咳エチケット」「手洗いなどの手指衛生」を徹底する。
- ~~マスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、政府及び北海道等が示すマスク着用が効果的な場面においては、マスクの着用を推奨する。~~
- 感染拡大のリスクがある「三つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）」の環境を避けるとともに、屋内ではたとえ気温が低い場合であっても、十分な換気を行う。
- 混雑している場所や時間を避けて行動する。
- 感染防止が徹底されていない飲食店等の利用を控える。
- 飲食は短時間で、深酒をせず、大声を出不さ~~ず、会話の時はマスクを着用する~~ない。
- 自身の体調を管理し、発熱等の風邪の症状がある場合は、登校・出勤を~~行~~わ~~ない~~控える。
- 他府県への移動においては、基本的な感染防止対策を徹底する。
- 海外渡航及び日本への入国の制限については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための海外渡航及び日本への入国の制限について（令和4年3月11日）」（本学ホームページ URL：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/pdf/20220311.pdf>）を参照。
- 政府や北海道等から移動・行動等に関する要請があった場合は、要請に準

じた行動を行う。

- その他の感染拡大防止対策の詳細については、「新型コロナウイルス感染予防について」（新型コロナウイルス感染症教職員向けページ：<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/staff.html>）を参照。

2. 「行動指針」に定める各行動の運用・詳細

(1) 研究活動

- 研究活動は、感染拡大に最大限配慮して行うことができる。
- フィールド実習など学外等での研究活動は、「1. 基本的行動」に留意して行う。
- ~~○ 上記のほか、文部科学省作成の「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けたガイドライン」に基づき、「研究活動における感染防止のための確認事項」(<https://www.hokudai.ac.jp/covid-19/researchers.html>)に留意する。~~
- 研究活動は多種・多様であり、地域の感染状況や、研究分野や研究手法、研究の逸失コストや重要度、関係者の重症化リスク等、各々の事情に応じて総合的に考慮し、研究の実施方法や形態等について、最新情報 (<https://corona.go.jp/>) を確認しながら、引き続き、適切に判断すること。

(2) 授業（講義・演習・実験・実習）

- 感染防止対策（~~対面授業出席時におけるマスク着用~~、手指消毒、換気、体調不良時の登校自粛の徹底）を前提としつつ、対面で実施することを基本とする。
ただし、各学部・大学院において必要と判断する場合には、オンラインで実施することがある。
やむを得ない事情により受講が困難な学生に対しては代替措置も講じるものとする。

※ 学部・学院等によっては、それぞれの教育の特性等により、上記取扱いとは異なる場合がある。

- 各種の入学者選抜については、感染症拡大防止措置を講じた上で、募集要項に記載のとおり実施する。なお、感染状況等に応じて実施方法を変更する場合がある。その際には速やかに学内外に公表する。

(3) 学生の課外活動

- 本学が策定した「課外活動及び課外活動施設利用時の感染拡大防止対策の指針」に基づき活動計画を提出し、許可を受けた学生団体については、屋内外の団体練習を認める。
- 課外活動施設（屋内施設）については、施設ごとに定めた利用人数制限の範囲内で利用可能とする。
- 顧問教員からの申請に基づき、感染防止対策が適切に講じられていると認められる以下の活動については、許可の上行うことができる。
 - ① 大会等の参加
 - ② 練習試合
 - ③ 市外・道外への遠征（大会・公演以外のもの）
 - ④ 合宿
- ~~○ 合宿は当面禁止とする。~~
- 学生団体の参加者の中から感染者または感染が疑われる者を確認した場合は、当該学生団体の活動を停止する。
- 活動の前後を含め、学生団体としての飲食を伴う会合は**禁止する極力控える**。

（４）勤務体制

- 通常勤務を原則としつつ、感染拡大防止及び安全配慮の観点から特に必要と認められる場合に限り、必要最小限の範囲で在宅勤務を実施する。
（「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための教職員の勤務の対応等について（令和４年３月２８日海第秘第１３４号）」参照。）
- 公共交通機関を利用して通勤する者の感染リスクを低減するため、引き続き、時差出勤を活用する。
- 教職員の多数感染時に備え、業務の洗い出しによる優先順位の高い業務の選定、教職員が出勤できない場合の業務継続、やむを得ず業務を休止せざるを得ない場合に対外的影響を最小限にする方策について検討する。

（５）会議等（研修、説明会を含む）

- オンライン会議やメール等による書面審議を基本とする。
- やむを得ず対面により行う場合は、「出席者は最小限」「オンラインを併用」「広い部屋で出席者の距離を十分確保」「小まめな換気」「アルコール消毒液の設置」等の感染拡大防止対策を徹底する。

（６）学外者のキャンパス入構

- 感染拡大防止措置を講じた上で入構を可能とする。

(7) その他

- 附属図書館は、感染予防対策を講じた上で開館する。
- イベント等の開催
 - ① イベント等は、可能な限り、Web 会議ツール等を活用したオンライン開催とする。
 - ② やむを得ず対面により開催する場合は、「三つの密が発生しない座席配置」「人と人との距離の確保」「室内の換気」「手指の消毒、**マスク着用**」「参加者名簿の作成」等の感染対策を講じること。(北海道の定める上限人数内とすること)
 - ※ 学外者が本学施設を使用する場合においても、同様の対応を要請すること。
 - ③ 全国的かつ大規模なイベント等は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期する。
- 保健センターの診療について
内科、精神衛生相談及びカウンセリングにおいては、感冒症状がある方の診察、カウンセリングを休止する。
- **学生相談総合センターの利用について**
感染防止対策（手指消毒、換気、体調不良時の登校自粛の徹底）を前提としつつ、対面での相談を受け付ける。
ただし、相談者が希望する場合、又は学生相談総合センターにおいて必要と判断した場合には、オンラインでの相談も可能とする。

改訂履歴

令和2年11月18日決定
令和3年3月11日改訂
令和3年3月22日改訂
令和3年4月12日改訂
令和3年5月14日改訂
令和3年5月27日改訂
令和3年6月21日改訂
令和3年8月26日改訂
令和3年9月27日改訂
令和3年10月29日改訂
令和4年1月24日改訂
令和4年3月28日改訂

令和4年4月11日改訂

令和4年11月7日改訂

令和5年1月10日改訂

令和5年4月1日改訂